令和８年１０月
仙台市環境局

「温室効果ガス削減アクションプログラム」
第二計画期間（令和５年度～７年度）の取りまとめ結果について

「温室効果ガス削減アクションプログラム」について、このたび第二計画期間（令和５～７年度）の「事業者温室効果ガス削減報告書」を取りまとめましたのでお知らせします。

１　参加事業者数

	第二計画期間 （令和７年度末現在）	（参考）第一計画期間 （令和４年度末）
特定事業者（義務）	91 者・ 91 事業所	92 者・ 92 事業所
一般事業者（任意参加）	242 者・671 事業所	83 者・219 事業所

２　温室効果ガス削減量

（1）特定事業者

特定事業者による第３年度（令和７年度）の温室効果ガス排出量は、全体で約 202.2 万トンとなり、基準年度に比べて約 10 万トン（▲4.7%）削減されました。

部門別では、産業部門において、主に製造業で生産量減少や再生可能エネルギー由来の電力購入等により、約 2.0 万トン（▲1.3%）削減されました。

業務部門では、再生可能エネルギー由来の電力購入や省エネ設備の導入等により、約 7.7 万トン（▲16.3%）削減されました。

運輸部門では、ハイブリッド自動車・電気自動車等の環境性能が良い車両の導入や輸送の効率化により、約 0.3 万トン（▲4.8%）削減されました。

表１　特定事業者の第二計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量（単位：万トン-CO2）		温室効果ガス削減量（単位：万トン-CO2）	
		基準年度排出量【A】	令和７年度排出量【B】	基準年度比削減量【A－B】	基準年度比削減率（単位：%）
合計	91	212.2	202.2	10.0	4.7
産業	28	158.5	156.6	2.0	1.3
業務	50	47.3	39.6	7.7	16.3
運輸	13	6.3	6.0	0.3	4.8

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合がある。

(2) 一般事業者

一般事業者による第３年度（令和７年度）の温室効果ガス排出量は、全体で約 13.1 万トンとなり、基準年度に比べて約 1.9 万トン（▲12.5%）削減されました。

部門別でも、各部門それぞれ排出量が減少しています。

表２　一般事業者の第二計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量（単位：万トン-CO2）		温室効果ガス削減量（単位：万トン-CO2）	
		基準年度排出量【A】	令和７年度排出量【B】	基準年度比削減量【A－B】	基準年度比削減率（単位：%）
合計	670	14.9	13.1	1.9	12.5
産業	51	1.8	1.6	0.2	11.4
業務	598	11.2	9.7	1.5	13.4
運輸	21	1.9	1.8	0.2	10.3

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合がある。

※参加事業者の中で令和７年度新たに事業を開始した事業者や、新たに事業所を設置した事業者については、対象となる実績値が存在しない為、報告対象から除いている。

(3) 特定事業者と一般事業者のまとめ

特定事業者と一般事業者による第３年度（令和７年度）の温室効果ガス排出量は、全体で約 215.3 万トンとなり、基準年度に比べて約 11.9 万トン（▲5.2%）削減されました。

表３　第二計画期間における排出量等の状況

部門	事業所数	温室効果ガス排出量（単位：万トン-CO2）		温室効果ガス削減量（単位：万トン-CO2）	
		基準年度排出量【A】	令和７年度排出量【B】	基準年度比削減量【A－B】	基準年度比削減率（単位：%）
合計	761	227.1	215.3	11.9	5.2
産業	79	160.3	158.2	2.2	1.4
業務	648	58.5	49.3	9.2	15.7
運輸	34	8.3	7.8	0.5	6.0

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合がある。

表４　（参考）第一計画期間と第二計画期間における削減状況

部門	温室効果ガス削減量（単位：万トン-C02）		
	第一計画期間削減量（令和２年度～令和４年度）	第二計画期間削減量（令和５年度～令和７年度）	合計削減量
合計	11.3	11.9	23.2
産業	9.8	2.2	12.0
業務	1.2	9.2	10.4
運輸	0.3	0.5	0.8

３　第二計画期間における事業者の評価

地球温暖化対策等の推進に関する条例第 12 条及び事業者温室効果ガス削減指針第 10 条に基づき、第二計画期間における各事業者の削減報告書について評価を行いました。

具体的には、温室効果ガス排出量等による定量項目と、取り組み実施状況に基づく定性項目の合計点によりＳ・Ａ・Ｂの３段階で評価を行った結果、参加事業者の約６割が優良評価（Ｓ・Ａ）となっています。

優良評価となった事業者については、市ＨＰで公表を行います。

表５　評価項目

評価項目		特定事業者	一般事業者
		満点 200 点	満点 100 点
定量項目	温室効果ガス排出量の削減率	50 点	50 点
	排出原単位の削減率	50 点	－
定性項目	基本的な取組	50 点	40 点
	事業活動に応じて実施する取組	50 点	10 点

表６　評価基準

評価	特定事業者	一般事業者
S	160 点以上	80 点以上
A	130 点以上 160 点未満	60 点以上 80 点未満
B	130 点未満	60 点未満

表７　第二計画期間における評価結果

	報告書提出事業者数	優良評価結果		
		S	A	S・A合計
特定事業者	91 者	52 者	11 者	63 者
一般事業者	241 者	67 者	79 者	146 者
計	332 者	119 者（36%）	90 者（27%）	209 者（63%）

４　今後の取り組みについて

優良評価となった事業者のうち、審査委員会において特に優良とされた事業者に対して表彰を行うとともに、受賞事業者の取り組み等について情報発信し、優良事例の水平展開を図ります。

また今年度より、第三計画期間（令和８年度～令和 10 年度）が開始されており、一般事業者のさらなる参加促進を図るとともに、引き続き外部専門家との訪問助言や、中小企業者等への設備導入支援等により、事業者の削減に向けた取り組みを後押ししていきます。